(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市職員健康管理室において職員の健康管理業務に従事する嘱託職員(以下「嘱託職員」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分)

- 第2条 嘱託職員は、「嘱託職員の取扱い」(昭和53年4月1日制定)第 2の(3)に規定する第2種嘱託職員であって、次に掲げる者とする。
 - (1) 産業医
 - (2) 精神保健産業医

(職務)

第3条 嘱託職員は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第13 条,函館市職員安全衛生管理規則(昭和58年4月1日規則第28号) 第15条および函館市職員健康管理室規程(平成3年7月1日訓令第 6号)第3条に定めるところにより職務を行うものとする。

(嘱託期間)

第4条 嘱託職員の嘱託期間は、嘱託の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、成績が特に良好な者については、再任用することができるものとする。

(勤務時間等)

第5条 嘱託職員は、月曜日から金曜日までの日(職員の休日および休暇に関する条例(平成3年函館市条例第4号)第2条第1項に規定する休日を除く。)において、必要に応じて勤務するものとする。

(秘密の保持)

第6条 嘱託職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 その職を退いた後もまた同様とする。

(災害補償)

第7条 嘱託職員の災害補償については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年函館市条例第28号)の

定めるところによる。

(補則)

第8条 この要綱について、全各条に定めるもののほかは、「嘱託職員の 取扱い」によるものとし、その他必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。